

中津川市リニア岐阜県駅周辺デザイン会議設置要綱

(設置)

第1条 中津川市に設置されるリニア岐阜県駅周辺のエリアデザイン等の検討を行うとともに、その指針を定めるため、中津川市リニア岐阜県駅周辺デザイン会議（以下「デザイン会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 デザイン会議は、リニア岐阜県駅周辺のエリアデザインの策定について、デザイン内容等の検討及び審議を行う。

(委員)

第3条 デザイン会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体等の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(設置期間及び任期)

第4条 デザイン会議の設置期間及び委員の任期は、委嘱の日からリニア岐阜県駅周辺エリアデザイン検討完了までとする。

(委員長)

第5条 デザイン会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、デザイン会議を代表する。

(オブザーバー)

第6条 デザイン会議にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、デザイン会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 デザイン会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した者を代理人として出席させることができる。

- 3 会議は、委員（前項の代理人を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条 会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 中津川市情報公開条例（平成25年中津川市条例第28号）第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

- 2 議長は、会議の開催時において、前項各号に掲げる事項に該当することが想定される場合は、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 会議の途中においても、会議に出席した委員、オブザーバー又は事務局からの指摘があった場合は、会議に諮り、会議の途中から非公開とすることができる。
- 4 前2項の規定により、会議の途中から非公開とすることとした場合、議長は、非公開とする案件を審議する前に傍聴者に退席を求めるものとする。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た情報のうち、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを外部に漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

- 2 前条第2項又は第3項の規定により会議の一部又は全部を非公開とすることとした場合、委員は非公開とする案件に関する資料を外部に漏らしてはならない。

（議事録の作成）

第10条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

(事務局)

第11条 デザイン会議の事務を処理するために、事務局をリニア都市政策部
リニア駅周辺整備課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関し必要な事
項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催される会議は、第7条第1項の規定にかかわ
らず、市長がこれを招集する。